

第3部 耕地

解 説

この部には、「作物統計調査」の結果から耕地面積と耕地の拡張・かい廃面積に関する統計を掲載した。

1 調査の概要

- (1) 母集団の編成
県下の全耕地を国土基本図、地積図、空中写真等資料に基づき、約2haの区域に分割した単位区に分け、母集団を編成する。
- (2) 階層分け
精度の向上を図るため編成された単位区を地目(田のみ、畑のみ、田畑混在)、性格(ほ場整備状況、水田率)等に応じた分類で階層分けを行い、それぞれの階層内の単位区の性格等が均一になるようにする。
- (3) 標本配分・抽出
所要標本数を算出し階層別に配分を行い、それぞれの階層から無作為に標本単位区を抽出する。
- (4) 実査
抽出した標本単位区内の全筆において、7月15日現在で職員又は調査員が対地標本実測調査を行い、この結果に基づいて推定を行う。対地標本実測調査の効率が悪い遠隔地、離島、市街地等については、職員による巡回・見積り、関係機関からの情報収集、空中写真等の利用によって補完を行う。
- (5) 耕地の拡張・かい廃面積
耕地の拡張・かい廃面積は、巡回・見積り、関係機関の資料及び空中写真の利用等により取りまとめる。

2 定義及び用語の解説

- (1) 耕地
農作物の栽培を目的とする土地で、けい畔を含む。
- (2) 本地
直接農作物の栽培に供せられる土地で、けい畔を除いた耕地をいう。
- (3) けい畔
耕地の一部にあって、主として本地の維持に必要なものをいう。
- (4) 田
かんがい設備を有する耕地をいう。
ただし、果樹、茶、桑等の木本性作物を栽培している耕地は畑とする。
- (5) 畑
田以外の耕地をいう。これには通常、畑と呼ばれている普通畑のほか、樹園地及び牧草地を含む。

ア 普通畑

畑のうち、樹園地及び牧草地を除いたもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培するものをいう。

イ 樹園地

畑のうち、果樹、桑、茶等の木本性作物を1a以上集団的に栽培するものをいう。

ウ 牧草地

畑のうち、牧草の栽培を専用とする畑であって、経過年数(おおむね7年未満)と牧草の生産力から判断して、耕地とみなしうる程度のものをいう。

ただし、牧草の立毛がある畑であっても、作付けの都合により1～2年栽培する場合は、牧草地とはしないで普通畑(牧草作付畑)とする。

(6) 耕地の拡張

耕地以外の地目から田又は畑に転換され、すでに作物を栽培するか又は次の作付け期において、作物を栽培することが可能となった状態の耕地をいう。

(7) 耕地のかい廃

田又は畑が他の地目に転換し、作物の栽培が困難となった状態の土地をいう。

かい廃面積は、自然災害、人為かい廃によって生じ、耕作放棄は人為かい廃に含まれる。田畑別に見た場合は、田畑転換によっても生じる。

3 利用上の注意

市町村別データ

- (1) 「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに、都道府県値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。
なお、「作物統計調査」は都道府県値を求めるために設計されている。
- (2) 市町村別の出作・入作を考慮していない。
(属地統計)
- (3) 数値については、四捨五入しており、県計値と市町村別の内訳の計が一致しない場合がある。